

## ILOの新勧告と日本

中川 雄一郎



明治大学の中川です。これまで水野さん、梅村さん、臼井さんと、3名のご報告をお聴きしました。3名の方ともジュネーブに行かれ、ILO総会に参加されておられますので、臨場感のある発言やご報告でした。私はILO総会に参加しておりませんので、客観的にどういうことであったのかということについて、それぞれのご発言をもとにお話ししたいと思います。

さきほど紹介がございましたように、日本協同組合学会では2002年の1月26日に青山学院大学でILOの「協同組合の促進」についての新勧告に関わるシンポジウムを開催しました。そのシンポジウムにも臼井さんにパネリストとしてご出席をお願いしました。政・労・使と協同組合関係の者がパネリストとして出席されて、それぞれの立場から発言をしていただきました。協同組合学会としては、その結果を5月11日にまとめまして、ILOならびに国際協同組合同盟（ICA）に送付いたしました。その文書は皆様のお手もとにレジュメと一緒に入っております。ただ、この英語の文書の「5」は無視してください。したがって、「5」を消去して「6」を「5」にしていなければILOとICAに送付した文書とまったく同じになります。そういうことで、協同組合学会での見解も含めてご報告申し上げたいと思います。またこのレジュメにはいくつかのことが記されていますが、発言時間は30分と限られていますので、これらのすべてに言及できませんので、少々飛ばさなければならぬかもしれませんが、一応このレジュメに沿って話させていただきます。

さて、さきほど臼井さんから使用者側の立場、スタンスというものをお話しいただいたのですが、ある意味では使用者側のスタンスが、実によくこの勧告の中身を逆に説明して下さっているのではないかと思います。この勧告ではディーセント・ワークが必要だと主張されています。この「ディーセント・ワーク」という用語は確かに日本語に訳しにくい用語ではありますが、敢えて訳すと「働きがいのある労働・仕事」あるいは「働く価値のある労働・仕事」、あるいはまた「人間味のある労働・仕事」ということになろうかと思います。ILOは、日本語でこのように訳された意味でディーセント・ワークが現在の社会では世界的に必要だと強調している訳です。

また、ILOでは「インフォーマル経済」を重要な課題として取り上げています。私たちはこの課題をどう捉えるのか、あるいはディーセント・ワークやインフォーマル経済がILOに取り上げられたこの流れが21世紀の初頭に顕現してきた理由をどう見るのか、重要な点だと思います。

ご承知のように、1966年の「協同組合の促進に関する勧告」（第127号勧告）は発展途上国の協同組合を促進しましょう、というものでした。あの時期、つまり1960年代の時代的背景をわれわれもよく知っておりますが、その当時の経済・社会状態のなかで発展途上国はどのような方向を選択しな

ければならないのか、非常に厳しい状況に追い込まれていた、というのがこの勧告には反映されていたと思われま

す。今回の勧告には、1966年の第127勧告を見直して、その上に先進資本主義諸国における協同組合のあり方や促進というものを明示してきた過程があります。したがって、現にわれわれが経験しているグローバリズムによってもたらされるさまざまな問題をILOとしては包括的に取り上げて、そしてその1本の流れとして、あえていえば非常に太い柱として「ディーセント・ワーク」や「インフォーマル経済」という言葉を用いて、統一的でしかも時系列的に見合った施策を示したのではないかと、というふうには思っています。そういう意味では、日本の政府も含めて436もの代表者が賛成（反対0、棄権3）をしたということは、おそらく少なくとも世界のILOのメンバー国の首脳たち、つまり政府と企業の使用（雇用主）側、それに労働者側も、グローバリズムがもたらすさまざまな問題にどう対処していくべきか、という点で意識を共有するところがあったのではないかと私は思っています。

このレジュメに出ておりますILOの協同組合局チーフのユルゲン・シュベットマン氏が昨年ソウルで開催されたILO総会で発言されたペーパーがICAの機関誌に掲載されております。そのタイトルは「協同組合とグローバリゼーション」です。そのなかで彼は1995年の「コペンハーゲン宣言」（「社会開発のための国連サミット」）について言及しています。その「宣言」では、完全雇用を各国の経済社会政策の基本的な優先事項としなければならないとこのことが謳われました。また自由に選択された生産的な雇用と労働を通じてすべての人たちが安全で持続可能な暮らしができるようにしていこう、ということも強調されました。そしてこれらの「約束事項」をILOが各国政府に助言をするということになっていく訳です。したがって、このILOはディーセント・ワークを第一義的な目標として掲げている、と理解して良いかと思えます。それが前回と今回、つまり第一次討議と第二次討議につながっていった、さきほど臼井さんが述べたように、いわば非常に率の高い採択ができるということになっていった、とわれわれには考えられる訳です。

ディーセント・ワークは、本日この会場にいらしておりますILO駐日代表の堀内光子さんがディーセント・ワークの四つの「戦略目標」を示して多くの方に示唆を与えてくださっておりまして、それらはこのレジュメに書いてあるとおりです。すなわち、ディーセント・ワークをしっかりと行うには、何よりも「労働における権利」を明確にしていくということです。次に雇用の創出ということと同時に、ある程度の生活水準を維持できる所得を確保するという、それから、社会的保障や保護がさまざまな働く人たちに与えられなければならない、ということです。社会的対話は、政・労・使ともにディーセント・ワークやインフォーマル経済について話し合おうということであり、他にもっといろいろありますけれども、ILOは、大まかにいうとこの四つを「戦略目標」として掲げて、ディーセント・ワークが各国で遂行されるような方向に持っていこうということを目指している訳です。

ところで、さきほど臼井さんから「使用者側は長期的な目標としてはこの文言はいかがなものかと考えている」との発言がありました。臼井さんご自身は「良いのではないかと」お考えのようですけれども、私はやはり長期的にもこのディーセント・ワークという「文言」を考えていかなければいけないだろうと思っています。また日本の使用者側がある意味で反対をした「協同組合だけに

優遇措置を与えるのではないか」という恐れは杞憂にすぎない、と私は考えていますが、実はILOではインフォーマル、つまり法律的な保護が与えられていないような企業組織、換言すれば、資本と労働と家計が分離されていないような零細企業の人たちを協同組合という形で法律的に保護ができるようにしていこう、ということで零細企業の人たち、あるいは資本と労働が未分離な企業形態の下で労働・仕事をしている人たち、あるいはその他に、労働市場の外に、また労働市場の周辺に居て不当に低い価格で労働せざるをえない人たち、さらには自分の労働・仕事の報酬に対して価格交渉能力がまったくない人たちとか、そういう人たちを協同組合に組織して法的保護を与えよう、そして適切かつ十分な雇用を確保して相応な所得を得られるようにしましょう、ということをしてILOは主張している訳です。そしてそれがディーセント・ワークにつながっていきます。

そういう意味で、ILOが言っていることは、協同組合に特別な優遇措置を与えるということではなくて、要するに、協同組合という形態をとって法律的保護を与えていくとすれば当然、資金へのアクセスを容易にするような措置を取らなければならないし、価格交渉能力が低ければそれを支援しなければならない、というようなことを政府が実行するということです。それは政・労・使が当然のこととして取り組むべきことだと私には思われます。また、他の経済主体と同等にということも私もそのとおりだと思いますけれども、実はそういう力のない人たち、あるいはそういう人たちがつくった協同組合を他の経済主体と同等にもっていくために、ディーセント・ワークが非常に重要なキーワードになっていくのではないかと私は考えています。

最初の水野さんのご報告もたいへん興味深く拝聴いたしました。各国政府、特に発展途上国の政府の人たちは、グローバリズムのなかで大変痛い目にあっているだろうと思います。ご承知のようにグローバリズムがもたらす格差というものは莫大なものでありまして、国と国との間の格差、それから地域と地域、国民と国民、ひどいところになりますと個人対個人という個々人の間の格差がもたらされてくる。これにどのように対処していったらよいのか、というのが実はわれわれの基本的な課題だろう、とも私は考えています。ILOは明確には言っておりませんが、ILOの課題といえますか、戦略目標は、ディーセント・ワークという言葉を通じて格差や溝をどうやって埋めていくか、それには協同組合が非常に普遍的に役に立ちますよ、ということを行っているのだろう、というふうに私は思っております。

おそらく、このグローバリゼーションのもたらす弊害あるいはマイナスの面 もちろん、グローバリゼーションがもたらすプラスの面も正しく認識しなければなりません。を埋めていく方法は、いくつもあるかと思いますが、そのうちの一つとして協同組合を世界的、普遍的に促進し、創設し、育て発展させていくこと、それがある意味では非常に重要な鍵を握っているのではないかとILOは考えている、と私は思っています。現在、グローバリゼーションに対しては、ローカリズムといいますが、地方経済あるいは地域経済の活性化、地域社会の再生、コミュニティの再生を実現して「豊かな仕事と人間復興」をもたらす方法はどのようなものなのか、ということがかなり重要視されてくるようになってきていると思われませんが、その場合でも協同組合あるいは非営利組織などの形態で地方経済の活性化、地域社会の再生やコミュニティの再生が実践されていくのではないかと、そういうことのための法的措置をどう具体化し、人びとの生活を支える基礎にしたいのか、ということがこれから政府の重要な仕事になっていくのではないかと私は思っています。この法律の

具体化に真剣に取り組まない政府はある意味で「無責任」だと私は考えています。また日本経団連のなかには中小企業の代表者の方もいらっしゃると思いますので、使用者側もたった今私が言ったような「新しい協同組合のための法律」を具体化するための支援を惜しんではならない、と思います。さらに既存の協同組合も政・労・使の対話を続けていって、中小企業と協同組合がどうすればお互いにバランスのとれた役割を経済的・社会的に果たしていくことができるのか、ということを追求していかなければならないだろう、と私は考えています。

3人の方の報告を聴きまして、ILOがこれまで果たしてきた役割には大変大きなものがあつた、と私は思っています。ご承知のように、ILOには「協同組合格局」があります。そこでは、かつてジョルジュ・フォークが、また後にコロンバンが「協同組合の定義」を試みていて 私もかつてこの二人の定義を勉強しましたが 重要な問題提起をしました。そういう点で、ILOは協同組合について大変造詣が深いと申し上げることができます。そうであっても、ILOですので、ILOはそれほど個々の国々の事情や特徴を取り上げて云々するということはできないかもしれません。ILOとしては、普遍的、一般的な形で取り組まなければならないのではないかと思います。そのような立場から言えば、あとは個々の国々の政府や労・使が、どういう具合に協同組合をディーセント・ワークに向けて促進し、創設していくのかということを実行していかなければならないだろうと思います。日本においては私も多少関わっておりますが、私がすぐ前で触れた「新しい協同組合」、すなわち、「ワーカーズ・コープ」に関する法律が議論されておりました、このことについても政・労・使が話し合っただけで、実のあるものに具体化させていってもらいたいと願っているし、またそうする際にはディーセント・ワークを一つの非常に重要なキー・ワードにしていってもらいたいと願っています。

さて、3番目に日本協同組合学会の見解ということですが、冒頭で申しましたように2002年の1月26日に「ILOの新勧告案」をめぐるシンポジウムを開催し、そこで提示されたさまざまな意見を総括して、その総括文を5月11日付でILOのジュネーブ本部とICAの本部に送りました。これには次のようなことが認められています。第一は、「協同組合の定義」についてです。「協同組合の定義」がICAの定義と大きく矛盾するものでない限り、ILOが独自の協同組合の定義を持つということは是認されるでしょう、というものです。さきほども言いましたように、ILOには「協同組合格局」がございまして、そこが協同組合の特徴的性格を評価して協同組合の定義を示してきました。したがって、これは、ILOがその独自の「協同組合の定義」を持つことは、ICAのそれと矛盾しない限り、それはそれで当然のことである、という立場です。私の狭い目からしましても、ICAの定義に対してはILOもかなり勉強しておりました、協同組合企業（エンタープライズ）についてはむしろICAよりも優れた理解の仕方をしているのではないかという一面もあります。

協同組合原則につきましては、ILOは1995年のICA原則を採用しました。ただ、案の段階では項目の列挙にとどまっておりましたものですから、協同組合学会としましては「協同組合の定義」との整合性を配慮して、価値と原則について付表として全文採用すべきである、と書きました。その結果 と言ってよいかわかりませんが 臼井さんがおっしゃったように、それが付属文書として全部載りました。その意味では、偶然なのかどうかははっきりしませんが、日本協同組合学会の意見書が取り入れられた、と私は満足しています。

もう一つ付け加えますと、ICAの第3原則に関わる「共同財産と分割積立金の形成原則」についてですが、これは、サービス分野の雇用の創出を目的とする協同組合の発展基盤として極めて重要な原則であるということで、この原則をぜひ明示して、そのために何らかの政策的な措置が加えられるべきである、と協同組合学会の文書は訴えました。その結果、これもILOの決議に受け入れられている、と私は考えています。また、「協同組合の目的」についてはレジュメに書いてあるとおりです。すなわち、(1)所得をつくりだす「ディーセントな雇用」を創りだしていく、(2)人的資源を開発していく、協同組合運動の価値について知識を広めていく、(3)市場や制度金融へのアクセスができるようにする、(4)貯蓄と投資を拡大する、(5)社会的・経済的福祉を向上させる、という5つが新勧告案では協同組合の目的として示されていますが、ILO固有の課題としてもこれは妥当であると思います。さらに、新勧告を「あらゆる協同組合に適用する」という例の普遍性の観点からも、地域経済の活性化、コミュニティの再生、地域社会の発展、それから安全で安定した食糧の生産と流通という二つの点を加えてほしいということを申し上げておきましたけれども、ILOの決議には前者は読み取れますが、後者は残念ですが読み取ることができませんでした。

最後のところでは、将来を担う青少年に対して特別の考慮が払われるべきである旨の言及がなされております。それから各国政府の役割に関して一言申し上げておまして、政策の枠組み、その実施方法に関して具体的な勧告を、ILOは新勧告案の段階では行っていませんでしたので、これについての各国政府の遂行責任と報告責任を明らかにしていただきたい、とのことを申し添えた訳です。以上のようなことをシンポジウムにおいてまとめまして、さきほど申しましたように、ILOとICAに送付して、協同組合学会としての一応の役割を果たすことができた、と私は思っております。

最後に、レジュメの「むすび」のところでは「新勧告案」となっていますが、この「案」を消してください。ここは、「新勧告と日本」ということになります。さきほど申しましたように、非常に高い率で、つまり圧倒的多数の代表者が新勧告を採択したわけです。日本は世界的にも協同組合が非常に発達している国であり、なおかつ世界でも高齢化率の高い国であり、同時に失業率も実質的には増えている国です。このままで推移すれば、さきほど労働側（連合・労働金庫）の梅村さんがおっしゃったような状況がまだまだ長く続くだろうと思います。そういう時機に日本の経済・社会状態に光を当てる、換言しますと、重要なことは雇用をどのようにして創りだしていくかということだろうと思います。イタリアにはマルコーラ法という法律があります。この法律は、倒産した企業の労働者がそれを再建するために協同組合として届け出るのです。そうすると資金等が政府ならびに協同組合の連合組織を通じてアクセスできるということになっています。企業の再建が協同組合形態で行われているのです。そうすることで、政府は失業手当の支出を減らすだけでなく、さもなければ失業してしまっているはずの、再建された協同組合企業の労働者から所得税をも得ることになる訳です。これはイタリアの例ではありますが、このように雇用や仕事をどのようにして創りだすかということが、日本の経済や社会にとって非常に重要なポイントになる、と私は考えています。現在大きな経済的、社会的問題になっています、いわゆる「不良債権の処理」を短兵急に扱うと大変な事態が起こりかねない、というのは、日本の経済は、「不良債権処理」を急ぐと不良債権を生みだす、というメカニズムを持ってしまっているのです、まずはこのメカニズムを無くす政策を実行しなければならない、と私は考えています。なので、それよりも、中小企業の経営を安

定化させる政策を実行したり、またどのようにして雇用を創りだしていくかということを優先課題に掲げたりすれば、私のいう「不良債権メカニズム」を無くしていくことになり、そうすれば、イタリアの事例のように、協同組合の役割が当然浮き彫りにされてくるのではないかと私は強調したい訳です。

このことと、ILOの新勧告とを結びつけて考えますと、小規模でもよいからディーセント・ワークという目標に向かっているワーカーズ・コープ、あるいは「新しい協同組合」と言ってもいいかもしれませんが、そういうものが登場してきて少しずつでも雇用を回復し、失業者を減少させていくことが日本中で行われる必要があるかと思えます。もちろん、そのためにはさきほど申しましたような、さまざまな権利や保護がなされなければなりません。いずれにしても日本がそういう形で雇用をつくり出すという役割を国際的にも果たす必要があるのではないのでしょうか。そのような雇用の創出はイタリアに任せておけばよい、との傍観者的立場では日本の失業率・失業者の数は決して減少しません。もう一度言いますが、日本における雇用の創出、失業率の減少は、ILOが提案し、圧倒的多数で採択された「協同組合促進の勧告」の決議に則った「協同組合の促進」を実質的に保障する法的措置に裏づけられた事業活動 地域経済の活性化やコミュニティの再生に取り組む事業 をさまざまな人たちが実践していくこと、このことが非常に重要になってくるのではないかと私は思っています。

最後に一言申し上げたいと思います。このレジュメには「コミュニティの質を高める」ということが書かれております。コミュニティには、「共同性と地域性に基づいて人びとがつくり出すコミュニケーションの場」である、という非常にシンプルな定義があります。また共同性のなかにはいろいろなものがあるかと思えますが、協同組合の協同、それから協力して働く協働などがありますし、人びとの連帯というものもあります。他方、地域性のなかには、歴史、文化、自然環境、人びとのアイデンティティというものがあります。そういうものが各コミュニティ、あるいはそこに住んでいる人たちの生活のなかに次第次第に取り込まれていく、例えば、自然環境を改善し向上させていく、住民がコミュニティ・アイデンティティを持ち、自分たちの生活のなかにそれを滲み込ませていく、このようなことが「コミュニティの質」を高めていくことではないかと私は考えております。「コミュニティの質」を高めるための活動、同じことですが、人びとの「生活の質」を高める活動は、多様な経済活動や地域社会・コミュニティでの社会活動を通じて行われることになろうかと思えますが、それらの経済的、社会的活動は、ILOの新勧告の最終的な目標と必ずや一致するのではないかと、私は期待するものです。

(なかがわ・ゆういちろう 明治大学政経学部教授、日本協同組合学会会長)